

提案する諸条例等の制定要旨

議案第24号 南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、心身の故障を事由とする降任、免職及び休職の手続をする場合に診断を行わせる医師の人数について、その職員の心身の状態に応じて適切な人数の医師を指定できるよう改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。

議案第25号 南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、淡路島総合観光戦略に基づき、情報発信の強化及びインバウンド等の誘客促進に係る新規事業等の推進を図ることを目的として淡路島観光協会事務局に「観光戦略推進室」が設置されることに伴い、職員の派遣が必要となるため、職員を派遣することができるよう本条例に規定を追加するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。

議案第26号 南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

この条例の一部改正は、民間労働法制の改正を踏まえ、人事院が国家公務員について超過勤務命令を行うことができる上限等を定める等の措置を講ずることに併せ、本市においても同様の措置を講ずるため、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し具体的な基準を定められるよう、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。

議案第27号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

この条例の一部改正は、現在の組織体制の定着化を図りつつ、職員数の減少や職員構成の厚薄に対応し、役職・役割の明確化を図るとともに、組織内のチームワークの向上や組織間の連携等さらに柔軟性のある組織運営を目指すため所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。

議案第28号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正により、個人番号を利用し、特定個人情報を提供できる事務として「生活保護法（昭和25年法律第144号）による進学準備給付金の支給に関する事務」が追加されたことに伴い、この条例の定めにより、生活保護法に準じて個人番号を独自利用する「外国人生活保護実施事務」においても同様の取扱いができるよう、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第29号 南あわじ市農業振興基金条例制定について

この条例制定は、農業振興事業及び農作物等の損害防止事業の実施による農業者の経営安定化を目的として、資金を積み立てるための基金を設置することについて、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第30号 南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市緑市民センター内における南あわじ市商工会の区分所有権が市に譲与され、南あわじ市緑商工会館が広田地区公民館に用途変更となることに伴い、緑市民センターを廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。

議案第31号 南あわじ市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正により、本条例に定める文化財保護審議会の所掌事務を追加するもの、及び同法との整合性を図るため用語の整理等を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）の施行の日（平成31年4月1日）と定めています。

議案第 3 2 号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市淡路人形浄瑠璃館の有効的な活用を目的として、休館日その他の用途又は目的を妨げない範囲での施設の利用を促すため、貸館に係る使用料等を定めるもの、及び消費税率の引き上げにより、光熱水費その他の施設管理コストの増加が見込まれるため、入館料の改定を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 3 1 年 4 月 1 日外と定めています。

議案第 3 3 号 南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例制定について

この条例制定は、スポーツを通じた地域の活性化に寄与するため、国民宿舎の附帯施設となっていたビーチバレーコートを専用の施設として位置づけ、その利用を促進していくことに伴い、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 3 4 号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、広田地区公民館について、耐震補強・改修工事により施設の配置を変更したこと、及び阿那賀地区公民館について、旧幼稚園部分を改修し会議室等を設置したことに伴い、使用料等を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 3 1 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 3 5 号 南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消費税率の引き上げにより、材料費等の値上がりにより予定されるため、廃棄物処理手数料の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 3 1 年 1 0 月 1 日と定めています。

議案第 3 6 号 南あわじ市緑霊苑条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消費税率の引き上げにより、清掃委託料等の値上がりにより予定されるため、緑霊苑使用料のうち維持費の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 3 1 年 1 0 月 1 日と定めています。

議案第 37 号 南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、実施事業の変更により、「自立訓練」を「就労移行支援」に改めるもの、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）との整合性を図るため、項ずれの整備及び語句の統一を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 38 号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消費税率の引き上げにより、光熱水費その他の施設管理コストの増加が見込まれるため、南あわじ市老人福祉センター湯の川荘の使用料の改定を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 31 年 10 月 1 日と定めています。

議案第 39 号 南あわじ市休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、お盆の期間中の休診日が年ごとに各医療機関で異なることから、その状況に合わせて診療日を変更することができるよう改正するもの、並びに市民の利便性を高めるため、診療時間及び受付時間を改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 31 年 6 月 1 日と定めています。

議案第 40 号 南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消費税率の引き上げにより、光熱水費その他の施設管理コストの増加が見込まれるため、南あわじ市温浴施設の使用料の改定を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 31 年 10 月 1 日と定めています。

議案第 41 号 南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、海水浴センターの利用時間について基準となる時間を定め、繁忙日等必要な場合にその時間を変更できるよう規定を置くもの、また慶野松原海水浴場キャンプ場の貸出物品等の整理により使用料の設定項目を削除するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 31 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 4 2 号 南あわじ市国民宿舎条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消費税率の引き上げに伴い、国民宿舎事業の事業者として取引に係る消費税を適正に転嫁するため、使用料の改定を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 3 1 年 1 0 月 1 日と定めています。

議案第 4 3 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

この規約の一部改正は、組合の構成団体である「篠山市」が平成 3 1 年 5 月 1 日付けで「丹波篠山市」に名称変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を平成 3 1 年 5 月 1 日と定めています。

議案第 4 4 号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

この規約の一部改正は、組合の構成団体である「篠山市」が平成 3 1 年 5 月 1 日付けで「丹波篠山市」に名称変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの規約の施行日を平成 3 1 年 5 月 1 日と定めています。